

# 「京都西山はいいぞ！フォトコンテスト」

## 企画運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「京都西山はいいぞ！フォトコンテスト」企画運営業務委託

### 2 事業の目的

「京都西山」は京都市西京区、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる地域で、西山三山（善峯寺、光明寺、楊谷寺）に代表されるような歴史ある寺社に加え、四季折々の自然風景や絶景、筍や柿などの地域ならではの特産品など、他のエリアに負けないポテンシャルを持った地域であるが、それらの観光資源が地域外にあまり知られておらず、誘客に繋がっていない。

そこで、京都市西京区と歴史・文化的な繋がりが深い向日市、長岡京市、大山崎町（いわゆる乙訓地域）と連携し、行政界を超えたフォトコンテストを開催することで、「京都西山」の認知度の向上を図るとともに、同エリアを訪問するきっかけを提供する。

また、京都西山の魅力ある写真を多くの方に見ていただくため、フォトコンテスト入賞作品（40枚：各市町10枚ずつ）を活用した写真展を「ぶらり嵐山」で開催し、周知効果の最大化と観光客の分散化を図る。

### 3 業務の内容

#### (1) 「京都西山はいいぞ！フォトコンテスト」の事務局補助業務

本市が周辺市町と連携しながら実施する「京都西山はいいぞ！フォトコンテスト」（開催期間：令和6年7月27日～12月8日を予定）について、関連する以下ア～エの業務を行うこと。

#### ア 「京都西山はいいぞ！フォトコンテスト」応募作品の審査

- ・本市が別途手配するフォトコンテスト用のシステムを使用し、応募作品を審査し、入賞作品（40枚）を選出すること。なお、審査基準については、本市と協力して定めること。
- ・なお、応募作品を審査、選出するにあたって期待する業務遂行能力は以下のとおりとする。

（ア）写真の技術的側面（構図、露出、焦点、光の使い方など）について専門知識を持っているか。

（イ）過去にフォトコンテストの審査を行った経験があるか。

（ウ）審査対象や写真作品に対して、美的な視点や芸術的な感性を持って評価する能力があるか。

（エ）応募作品の強みや弱みを客観的に分析し、講評することができるか。

（オ）フォトコンテスト管理システムを使用し、オンラインでの審査を行ったことがあるか。

#### イ ぶらり嵐山にて写真展を開催

- ・入賞作品40枚を印刷、額装したものをぶらり嵐山（京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町18-1）に展示すること。なお、会場手配に必要な手続きは本市が行います。

【展示期間：令和7年2月1日（土）～令和7年3月9日（日）】

【設営日：令和7年1月31日（金）、撤収日：令和7年3月10日（月）】

#### ウ 京都市洛西“SAIKO”賞の賞品準備

- ・別途指定する賞品を用意し、当選者に発送すること（調達費及び送料は受託者が負担するものとする。3万円ほどを想定）。

#### エ その他効果的な取組

- ・効果的な独自提案がある場合は、本市と協議のうえ、決定、実施すること。

#### (2) 運営体制等の確保

業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を確保し、確実に業務遂行できる体制を備えること。

#### (3) 業務の取りまとめ

業務終了後、収支決算、実施内容等を含む実績報告書を作成し、報告すること。

#### (4) その他

ア 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者等と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者へ報告し、協議を行うこと。

イ 原則として、本業務に必要な物品等は受託業者が用意すること。

ウ 契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。

エ 本業務の実施に当たって必要な場合は、近隣市町と打合せ・情報共有を行い連携すること。

## 4 提出書類

受託者は、本業務完了後に以下のものを1部、西京区長に提出すること。

- (1) 実績報告書（収支決算書を含む。）
- (2) 審査講評の概要
- (3) その他西京区長が求める資料

## 5 留意事項

### (1) 協議事項

本仕様書に明示されていない事項について、業務の性格上必要と認められるものは、西京区長と受託者とで協議を行い決定する。

### (2) 個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密を本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務が

完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。